

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年1月まで

申立期間の国民年金保険料については、毎月、町内会の会長が集金に来て納付していた。未納の記録になっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月29日に国民年金に任意加入し、58年2月4日に資格喪失するまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間以後の国民年金加入期間も保険料を完納しているなど、納付意識は高いものと認められる。

また、申立期間は10か月と短期間である上、申立人が昭和58年2月3日に居住地の市町村役場において国民年金の資格喪失手続を行った際に、申立期間の保険料が未納となっていることについての説明等を受けることが可能であったという状況を踏まえると、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が、集金人に対し、夫や義母の保険料と一緒に払っていた。未納となっているのは間違いだと思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立期間以後は国民年金保険料の未納が無いことから、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫及び義母の保険料と合わせて集金人に納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫及び義母は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月12日に払い出された後、婚姻時の40年4月に現住所へ住所変更しており、申立期間当時から、集金人が申立人の保険料も集金していたと推認できることから、申立人だけが申立期間の保険料を未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度が始まった時から国民年金に加入し月額150円を女性の集金人に納付していた。昭和40年頃に年金手帳を交付するからそれまでの年金手帳と領収書を渡してほしいと言われ、集金人に全部預けた。

領収書等は集金人に預けたため手元に残っていないが、国民年金保険料を納付していたので、社会保険庁で未納となっている記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年10月25日に払い出されているが、申立人には、この時点で過年度保険料を納付したとの記憶も無く、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和40年に申立期間に係る領収書等を集金人に預けたと主張しているが、居住地の市町村役場は、集金人がそのような手続や処理をしないはずであると回答しており、申立人が主張する内容についての事実が確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年2月まで

平成元年3月にA市町村役場の支所長の勧めで、私に代わり父が国民年金の加入手続をし、その時、昭和60年4月から平成2年3月までの保険料約50万円を納付してくれているので、申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が平成元年3月に昭和60年4月から平成2年3月までの国民年金保険料約50万円程度を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間当時は学生であり、国民年金への加入は任意である上、記録上、当該期間は未加入期間となっており、保険料を納付できない期間である。

また、A市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立人は平成元年4月に同年3月分及び同年4月から2年3月分までの保険料を納付しており、申立人が提出した平成元年分給与所得の源泉徴収票及び平成2年度住民税特別徴収税額の通知書によると、社会保険料の欄に記載されている金額は共に10万1,380円であり、同年3月分の保険料と同年4月から2年3月分までの前納保険料を合わせた金額と合致する。

さらに、申立人は、国民年金への加入及び国民年金保険料納付について非関与であり、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は、当該市町村役場の支所にて申立期間の保険料をさかのぼって一括で納付したと主張しているが、当時の職員は、「申立期間当時は過年度分の保険料を収納することはなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

申立期間については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の町内会の集金人へ納付していた。夫だけが納付済みの記録であるのは納付できないので、申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を居住地区の町内会の集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月8日に払い出されており、この時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料の集金対象者となっていないことから、その主張は不自然と考えられる。

また、申立人は、結婚（昭和39年9月）前後の家計簿（39年6月から40年2月まで記帳）を保管しており、それには、39年9月から同年12月までの各月に夫婦二人分の保険料を納付した旨記帳されているが、申立人は家計簿の記帳期間当時19歳であり、制度上、20歳前の期間は国民年金の被保険者資格を有することは無いことから、不自然な記録となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から37年5月5日まで

厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A事業所を退職後に脱退手当金を受給しているとの回答を得たが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無い。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

i) 社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した24人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、17人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16人が資格喪失後4か月以内に支給決定がなされていること、ii) 社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年8月20日に支給決定されていること、iii) 上記の同僚のうち連絡の取れた一人は、「事業所が代理で手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求手続は事業主による代理請求でなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月31日から同年4月1日まで

私がA事業所（現在は、B事業所）に勤務を開始した当時は、A事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったが、昭和28年4月1日より適用事業所となり、私も厚生年金保険被保険者となった。1年後の29年3月31日に給料を受け取り退職したのに前日の30日に退職した記録となっている。被保険者期間が1日足りないことに納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に昭和29年3月31日まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から唯一連絡がとれた同僚に確認したが、「申立人については記憶が無く、また、厚生年金保険の保険料控除に関しても何も覚えていない。」と供述している上、申立人が記憶している上司も既に亡くなっているため有力な証言を得ることができない。

また、A事業所の後継事業所であるB事業所は、「当時の社員に関する資料を残していない上、事情を知っている人も無く、申立期間当時のことは不明である。」と回答している。

さらに、上記の名簿に記載されている14人の記録によると、厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録がある8人のうち、月末に資格を喪失した記録となっている者は2人、月初め（各月1日）に喪失した記録となっている者は1人で、残る5人は月の途中で資格を喪失した記録となっており、資格喪失日が区々となっていることから、特段、申立人の資格喪失日について不自然とする理由は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。